

医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業にかかるQ&A

番号	問合せ内容	回答
1	支援金は職員の人件費に充てられるのか。	今回の支援金については、従前から勤務している者及び通常の医療の提供（外来診療や病棟看護師など）を行う者に係る人件費は対象外です。
2	対象となる経費の考え方は。	感染拡大防止対策に要する費用に限られず、院内等での感染拡大を防ぎながら地域で求められる医療を提供するために、診療体制確保等に要する費用について、幅広い範囲で補助の対象となります。
3	すでに従事者用としてマスクやガウンなどの衛生資材を購入している場合は対象経費としてよいのか。 また、購入済み経費と追加購入経費を混在して申請することは可能か。	令和2年4月以降に購入した衛生資材であれば対象経費に計上して差し支えありません。 その場合の実績報告を行う際は、納入業者からの納入証明書、支払ったことがわかる領収書等を添付してください。
4	令和2年6月16日付事務連絡において、令和2年4月1日以降、交付決定までに行われた事業であっても補助対象となるとあるが、遡って対象とする経費については、当該事業への申請を想定していない。 そのため、十分な証拠書類を揃えることが困難な場合はどのようにすればよいのか。	感染防止対策等に資する経費として支出したのであれば、支出内容と支出額が分かる書類を提出してください。
5	対象経費で「従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費は除く」とされているが、感染拡大防止のために職員が勤務時間外に消毒・清掃等を行った場合の超過勤務手当・休日勤務手当や、感染症対策業務の実施に対する特殊勤務手当には、本交付金の対象となりうるか。	「従前から勤務している者及び通常の医療提供を行う者」の場合は対象外となります。
6	取組例に掲げられている電話等情報通信機器を用いた診療体制等の確保にかかる対象となる経費の考え方について教えてもらいたい。	機器整備及びそれに伴う軽微な工事については対象経費として計上可能です。 (例) ・情報通信機器の新規購入及び更新 ・導入した情報機器の保守管理料 ・新規購入の場合、プロバイダとの契約料 ・電話診療に伴う回線増設費用 ・オンライン診療にかかる通信料 ・オンライン診療に専任で従事する者の人件費については、対象外です。
7	対象となる光熱水費の考え方について教えてもらいたい。	感染拡大防止対策に要する費用、院内等での感染拡大を防ぎながら地域で求められる医療を提供するための診療体制確保等に要する費用に該当する光熱水費は補助対象となります。
8	感染拡大防止対策に要する費用、院内等での感染拡大を防ぎながら地域で求められる医療を提供するための診療体制確保等に要する費用に該当する光熱水費を病院全体の光熱水費から切り離して申請することとなるのか。	切り離すことが可能であれば、対象となります。
9	今般の新型コロナウイルス感染症対策のため、市や医師会が設置した、いわゆる「発熱外来」についても、本事業の対象になり得るか御教授ください。 また、本事業の対象になり得る場合、「発熱外来」設置のために実施する施設改修費が補助対象経費になり得るかあわせて御教授願います。 照会の趣旨 事業内容が「新型コロナ疑い患者とその他の患者が混在しないなど院内等で感染拡大を防ぐための取組を行う医療機関」等への支援とされているが、いわゆる「発熱外来」は元々疑いの強い患者の来院を想定しているものであり、本事業の対象になり得るか疑義が生じたため。	医療機関の場合、申請時に保険医療機関であることが必要になりますので、「発熱外来」が保険医療機関であれば、本事業の対象になります。 本事業は、感染拡大防止対策に要する費用に限られず、院内等での感染拡大を防ぎながら地域で求められる医療を提供するための診療体制確保等に要する費用について、幅広く対象になります。軽微な工事であれば、「修繕費」として対象経費となります。
10	発熱外来の設置に伴う応援医師の人件費や 危険手当は、対象経費となるか。 実施要綱では、「通常の医療の提供を行う者に係る人件費」は対象外となるが、上記の場合による報酬や危険手当は対象としてよいのか。	感染防止対策のために新たに追加派遣された医師の報酬・危険手当は対象費用となり得ます。
11	地域医療情報連携ネットワークを用いることで、多職種間のカンファレンスや、写真や動画を活用した遠隔診療が可能となるなどにより新型コロナ感染防止につながると考えられるが、医療機関や薬局における地域医療情報連携ネットワーク利用料は対象となるのか	新型コロナウイルス感染症に対応した感染拡大防止対策や診療体制確保等のために使用しているのであれば、対象となります。

医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業にかかるQ&A

番号	問合せ内容	回答
12	令和2年3月以前に発注し、令和2年4月以降に納品された院内感染防止対策物品は対象となるか。 また、今年度に発注して、年度内の納品が困難となる場合は、補助の対象になるのか。	令和2年度の取組として、令和2年3月以前に発注し、4月以降に納品されたものは対象となります。 発注時点で令和2年度に納品されないことが明らかなる場合は対象外となりますが、やむを得ない理由により4月以降の納品・支払いとなる場合は早急に担当課と協議を行ってください。
13	対象経費「(概要)従前から勤務者及び通常の医療提供を行う者の人件費は除く」とあるが、この除かれない者であることの証拠書類はどのようなものか。	「従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費は含まれていない」ことを確認する申請様式としており、含まれている場合はファイルを出力できない設定としています。
14	例として、2月開設の医療機関の場合、開設日前の備品購入費等は対象となるのか。対象となる場合、令和3年4月1日開設の医療機関でも3月末までに備品購入等すれば対象となるか。対象外となる場合、3月31日に開設して3月31日までにかかった経費であれば対象となるか。	保険医療機関の開設・指定後、令和3年3月31日までの経費が対象となります。 令和3年2月28日までに申請期限とした場合、仮に令和3年3月31日に保険医療機関の開設・指定があり、令和3年3月31日に令和3年3月31日の経費について申請があれば、令和3年3月31日に交付決定をして、対象となります。
15	支援金支給事業について、どのような経費（医療機関用）が補助対象となるのか具体的に教えてください。 ・HEPAフィルターがない空気清浄機（工事費用、設置費用含む） ・換気扇、網戸 ・換気扇、網戸の修理 etc 情報通信機器を用いた診療体制等の確保等の対象 ・オンライン診療用機器一式（初期導入費、ランニングコスト） ・抗菌キーボード、抗菌マウス	本事業は、感染拡大防止対策に要する費用に限られず、院内等で感染拡大を防ぎながら地域で求められる医療を提供するための診療体制確保等に要する費用について、幅広く対象となります。ご提示のものも基本的に対象となり得るものと考えられます。
16	疑い患者への対応や感染拡大防止対策等に従事した、従前から勤務している者の超過勤務手当が対象となるか。	「従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者」の場合は対象外となります。
17	感染拡大防止対策や診療体制確保等に要する経費が対象とされているが、疑い患者とそれ以外の患者の動線や診察、検査を分けるために、レントゲン等の検査設備を新たに感染防止のために購入された場合は、対象となるのか。	本事業では、感染拡大防止対策や診療体制確保に要する費用については幅広く補助の対象経費となります。ご提示のものも基本的に対象となり得るものと考えます。
18	支援対象経費のリース費用は、R3.3月末までの月割り費用が対象か。それとも、全リース期間が対象となるか。	令和2年4月1日から令和3年3月31日までの費用が対象となります。
19	「院内等での感染拡大を防ぐための取組」と記載されているが、院内等での感染拡大を防ぐ取組であれば、直接患者に関係しない防止策も事業対象になるという考えで間違いはないか。例えば、患者と職員出入口を分けるための工事費用、患者とのオンライン面会に係る情報通信機器の購入費用など。	対象になると考えて結構ですが、「工事費」として計上する大がかりな工事は対象外です。軽微な工事であれば、「修繕費」として対象経費となります。
20	「電話等情報通信機器を用いた診療体制を確保する」と例示されているが、その通信費用など感染拡大防止対策に係るランニングコストについても、事業の対象になるという考えで間違いはないか。	貴見のとおりです。
21	新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために新たな職員を雇用した場合は、その新規職員の人件費は全て事業対象としても問題ないか。	新型コロナ感染拡大防止対策に新たな職員を雇用した場合は、人件費も対象となります。
22	顧問税理士等に係る報酬は対象になるか。	長崎県では対象外経費です。
23	「従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費は除く」と記載されているが、「人件費」はどの範囲までを含むのか。例えば、従前の職員でコロナ対応により増加した超過勤務等は人件費に含まれ、対象外となるのか。	従前の職員の超過勤務手当は対象外です。
24	訪問看護ステーションについては、医療分においても慰労金及び感染拡大防止等への支援があるが、感染拡大防止の経費については両方で助成できるのか。	感染拡大防止等支援はどちらも対象となりえるが、それぞれの事業の内容の切り分けを行っていただく必要があります。
25	入院患者等院内感染を防止することを目的として、空調設備（例えば、エアコン）の購入費用を補助対象として含めて差し支えないか伺う。	感染拡大防止対策や診療体制確保等に要するものであれば対象となります。

医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業にかかるQ&A

番号	問合せ内容	回答
26	軽微な工事であれば、「修繕費」として対象経費となります。とあるが、「軽微な工事」とはどのような(メ-ヅ)か(金額〇円以下、面積〇㎡以下、工事の内容・範囲等)	例えば、ゾーニングのための仕切りの設置など、短期間で終了するものは対象となり得ますが、複数年度に跨る工事は対象外になります。
27	“軽微な工事であれば、「修繕費」として対象経費となります。とあるが、「軽微な工事」以外の工事は認められないという理解か。	軽微な工事以外については対象経費となりません。
28	軽微な工事の交付申請の科目は「賃金・報酬」「謝金」「会議費」「旅費」「需用費」「役務費」「委託料」「使用料及び賃借料」「備品購入費」が示されているが、このうちのいずれの科目で計上すればよいか。	令和2年6月16日にお示した交付要綱に記載の通り、「需用費」となります。
29	4床の病室を患者受入れ用として2床の部屋に改修する場合、支援金において対応願いたい。”とのことだが、当該工事費用は何の科目で計上すればよいか。	需用費となります。
30	以下の経費は、当事業の対象となるか(いずれも医療機関等より「感染拡大防止対策に要するもの又は診療体制確保等や地域で求められる医療を提供するために必要なもの」との主張があるとの前提)。 13・CTの導入費用(設置工事費含む) 14・ホ-ガ-ルX線装置 15・院外・近隣に簡易診療室を設置する場所の土地賃借料 16・無人受付・問診システム(機械の導入) 17・処置室の換気設備 18・新型コロナウイルスを不活化させるという、紫外線照射装置(現時点で医療機器としての認証は受けていない) 19・トイレ改修費用(既存は換気や洗浄等が不十分と考えら得る状況にあるため、改修により改善する) 20・既存医療機器(診療体制確保等に必要なもの。以下同じ)の保守料 21・既存医療機器のリース料 22・既存医療機器購入の借入れ返済金 23・医療機関が入っている建物・部屋の賃料(賃借物件の場合)(共益費、地代等は除く) 24・医療機関が入っている建物・部屋の借入れ返済金(自物件の場合) 25・医薬品購入費(消毒薬等) 26・オンライン診療システム構築費(システム購入費、登録料、保守料ほか)	本事業では、感染拡大防止対策に要する費用に限られず、院内等で感染拡大を防ぎながら地域で求める医療を提供するための診療体制確保等に要する費用について、幅広く補助の対象経費となります。 借入金の返済金については、納品及び支出が本年度に行われていない場合は対象となりません。 医薬品購入費も対象となりますが、直接診療報酬を請求できるものについては、対象外となります。 患者から費用を徴収するものについては対象外です。 それ以外のものは基本的に対象となり得るものと考えられます。
31	訪問看護ステーションは、“(医療分、介護分)それぞれの事業を行っている場合は、どちらも対象となりえるが、それぞれの事業の内容の切り分けを行っていただく必要があります。”とあるが、これは重複がなければ(医療分)で最大700千円、(介護分)で最大718千円をそれぞれ受領できる、という理解でよいか。	貴見のとおりです。
32	院内の改修工事を行う場合、工事全体は、対象とならないが、工事費内訳書で、「備品購入に係る経費」や「感染防止のためのシールド設置のための費用」として特定できる場合、その経費を「備品購入費」や「修繕費」として、工事費の一部を対象経費として取り扱うことは可能か。	対象経費に算定して差し支えありません。
33	交付申請は消費税を含めた金額で申請するのか。	申請額は消費税を含めた金額を記載してください。
34	以下の経費は、当事業の対象となるか。 ・エアコンの清掃費用 大型洗濯機購入費用	医療機関で本事業の目的に合致するとの整理をされるのであれば、対象経費に計上して差し支えありません。
35	手すりなどに施工する抗菌コーティングの施工費用は対象経費としてよいか。 また、抗菌使用の床材の張替え費用も対象となるか。	医療機関で本事業の目的に合致するとの整理をされるのであれば、対象経費に計上して差し支えありません。 後段についても対象となりますが、建物全体を施工するなど大規模な施工になるのであれば対象外となる可能性があります。
36	通常実施している、清掃委託や廃棄物処理委託の費用についても対象経費に計上して差し支えないか。	当該経費については、対象として差し支えありません。 ただし、令和2年度内での支払い実績が条件となります。 なお、廃棄物とは、医療を提供する上で排出される廃棄物を指します。

医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業にかかるQ&A

番号	問合せ内容	回答
37	<p>院内での感染拡大防止を目的として SARS-CoV-2 抗原検出用キット「エスブライン SARS-CoV-2」を購入し、使用しようと考えているが、次のケースで今回の補助金の対象になるか。</p> <p>①新型コロナは特に疑われないが、職員の希望で検査し、費用を病院負担する場合。</p> <p>②患者に対し、新型コロナは特に疑われないが、入院時と他の医療機関へ転院する際に行う検査の費用を病院負担とした場合。</p>	<p>①について、職員の希望で実施した検査費用を本事業の対象経費に計上した場合、補助金で個人の利益を寄与することから、対象外となります。</p> <p>②について、質問の費用が診療報酬の算定範囲に含まれるのであれば対象外となります。</p> <p>①に関して、医療機関において院内感染対策の一環で所属職員全員に定期的な検査を義務付けるなど、組織全体で対応するといった場合は対象経費に計上して差し支えないと思われませんが、対外的に説明ができないようであれば、対象経費から除外してください。</p>
38	<p>「職員の感染に係る保険料」とはどのような経費を想定しているのか。</p>	<p>職員が感染したことで、職員が勤務できないこと等により、医療機関の収入が減少した場合の収入補償を行ったり、他から人を派遣してもらったりすることにより発生した経費を補償するようなもの（受け取り人は職員個人ではなく、医療機関）を想定しています。</p> <p>※受け取り人が職員個人になるものは人件費に当たることから、対象にはなりません。</p>
39	<p>当該医療機関の医療従事者が新型コロナ感染症に感染したことに伴い、一時的に閉院又は外来を閉鎖した場合の補償を行う保険の保険期間に令和3年4月1日以降が含まれている場合は、当該期間の保険料は控除して申請する必要がありますか。</p>	<p>医療従事者が新型コロナ感染症に感染したこと又は濃厚接触したことに伴い、休業又は病棟や外来の閉鎖をした場合の補償を行う保険については、医療機関が医療提供を継続する上で避けることのできない新型コロナ感染症への感染や濃厚接触の可能性に備えるものです。</p> <p>○ そのため、以下の①から③を全て満たす場合には、令和2年4月1日から令和3年3月31日までに支払った保険料の全額を補助対象の経費として差し支えありません。</p> <p>① 新型コロナ感染症の影響による休業（病棟や外来を閉鎖した場合を含む）について補償する保険であること。</p> <p>② 契約期間を任意に設定することができないことにより、保険期間に令和3年4月1日以降が含まれること。</p> <p>③ 令和2年4月1日から令和3年3月31日までに保険料の支払いを行っており、その支払った額が12ヶ月以下の最も短い期間を対象とした保険料であること。</p>